

地域支援調整チームからの要望

番号	専門部会	要 望 内 容
要望 1	高齢者支援 専門部会	高齢者虐待への支援体制の連携強化について
要望 2		認知症高齢者への早期介入および見守りネットワークの強化について
要望 3		地域医療と介護に関する団体間の連携協力について
要望 4	高齢者・障がい者支援専門部会	障がい者・高齢者の虐待および権利擁護についての周知、対策の充実について
要望 5	障がい者支援専門部会	計画相談支援における適切な支給決定について
要望 6	子育て支援 専門部会	子育て支援に関する計画について
要望 7		声かけ事案等の情報提供について

平成 27 年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望 1
高齢者虐待世帯では、高齢者の問題だけではなく、養護者に障がいがある、経済的に困窮しているなど、複合的な問題を抱えている事案が多い。支援体制の連携強化が必要である。
理由
高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断ではなく、組織的な対応をすることが求められる。高齢者だけでなく、介護している家族への支援も必要となるため、高齢者虐待対応担当だけではなく、精神保健福祉相談員、保健師、生活保護担当ケースワーカー、介護保険事業者等との連携強化が必要となる。
回答
港区では、後期高齢者数の増加が顕著になるとともに 65 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの高齢者世帯が増加しています。それにともなって地域においてさまざまな生活課題を抱えている高齢者が増加しています。また、障がい者が高齢になった親を介護しており、状況の変化により居宅での暮らしが難しくなる事例など、複合的な問題が増えてきています。このように支援が困難な事案が増える中で、今後虐待件数の増加が懸念されます。 港区役所では、高齢者虐待への対応においては、相談から適切なサービスへつなぐため、担当者一人で判断するのではなく、サービス利用調整会議にはかり、区保健福祉センターとして組織的な判断をしています。また、定期的に高齢者虐待担当、地域包括支援センター、生活保護担当ケースワーカーによる高齢者虐待事例の検討会を立ち上げ、対象者の今後の支援方策について協議しています。 複合的な問題を抱えている事案については、高齢者虐待担当者、高齢者支援担当者、障がい者支援担当者、精神保健福祉相談員、保健師、生活保護担当ケースワーカー等区保健福祉センター職員をはじめ、地域包括支援センター、介護保険事業者、障がい者相談支援センター、障がい者支援サービス事業者等が連携し、一つ一つの事案に応じて関係者が地域ケア会議で協議して対応策を検討して支援しています。 また、高齢者虐待のため、高齢者虐待防止連絡会を設置し、区役所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、民生委員、女性会、警察、消防署等の高齢者福祉に関わる関係機関の方々が高齢者虐待を取り巻く状況や考え方を共有化し、連携協力できるように取り組んでいます。 今後とも関係機関がそれぞれの専門性を生かし、連携を強化して支援してまいります。
担当：港区役所 保健福祉課

平成 27 年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望 2
認知症高齢者への早期介入および見守りネットワークの強化について
理由
高齢化に伴い認知症の発症は増えてきており、独居高齢者や高齢者世帯の増加等により生活機能が低下し、徘徊を含め支援困難事例として対応する事例が増えている。そのため、地域見守りコーディネーター、民生委員等の地域役員の支援者との連携強化、広く区民へ認知症に関する知識の普及が求められる。 また、徘徊で支援が必要な高齢者がますます増加していくことが予想されており、平成 27 年度には、認知症高齢者見守りネットワーク事業が立ち上がっている。そこでは、徘徊リスクのある要援護者の情報も一元化している。今後、地域住民に認知症について周知を行うことで、理解を求め、より多くの見守り事業者が参画できるよう支援する必要があるのではないかと。
回答
港区では、認知症等高齢者の在宅生活を支援するため、医療と介護・福祉の関係機関から構成される認知症連絡会を設置し、定期的な情報交換を行い、今後の認知症支援について検討を行っているところです。また、医師会、地域包括支援センター、総合相談窓口（ブランチ）、区役所が連携し、認知症等高齢者支援地域連携事業として、区民向け講演会および専門職向け講演会、小地域認知症相談会を開催し、認知症の知識普及に努めています。 また、認知症を正しく理解してもらい、認知症の方や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを養成する認知症サポーター養成事業に大阪市として取り組んでいます。 さらに今年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施し、徘徊等の行方不明時に早期発見に取り組んでいただける協力事業者を募っています。今後この制度のさらなる周知を図り、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見、保護につなげる仕組みを強化していきます。 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれるなか、認知症高齢者を地域で支え合うために、引き続き医療・介護・福祉の連携を図りながら、講演会やより身近な地域で相談会の開催をするとともに、広報紙やホームページにおいて、認知症に関する知識の普及、啓発とともに、相談窓口の周知を図り、事業者を含むより多くの方々に見守りに参画いただけるよう努めてまいります。
担当：港区役所 保健福祉課

平成 27 年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望 3
地域医療と介護に関係する様々な職種の連携を進めるための取組みを、団体間の連携協力を強化して継続的に実施していく必要がある。
理由
平成 27 年度に多職種連携による専門職向け研修をグループワーク形式で実施し、研修後にアンケート調査を行ったところ、「普段関わりの少ない他職種の方々との意見交換ができた」、「顔の見える関係の第一歩ができたので連携しやすくなった」、「回数を重ねていきたい」といった肯定的な意見が多かった。 これらの意見を踏まえ、今後も、地域医療と介護に関係する様々な職種の連携を進めるための取組みを継続的に実施されたい。
回答
疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供することが必要です。 港区においては、地域の医療機関や介護事業者等の協力をいただきながら在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、平成 26 年度に関係機関が参画する「在宅医療介護連携推進会議」を設置し、専門職を対象とした研修や地域住民への普及啓発、地域の医療・介護の資源の把握等の取り組みを進めています。 また、介護保険法の改正により、今年度から在宅医療と介護の連携推進については、市町村が主体となっています。大阪市では各区単位で関係機関と連携して取組を進めることとなりました。 港区では今年度、在宅医療の提供状況や介護との連携状況を把握するため、医療機関や介護事業者、ケアマネ等の専門職に方に対して、今後の在宅医療・介護連携を進めるため、アンケートを実施することとともに、それら専門職の方々を対象とした多職種が交わるグループワーク型研修を開催しました。 専門職の方を対象に行ったアンケートでは、「連携体制が整っていない・不足している」と感じている結果が約 7 割を占めました。また、関係機関の連携をスムーズに行うための方策や取組として、「多職種での事例検討会の開催」や「異業種（医療・介護）間でそれぞれの分野の知識を学ぶ機会を設ける」等の意見がありました。 多職種連携による専門職向けのグループワーク形式の研修については、このアンケート結果も踏まえ、今後とも継続的に実施して参ります。
担当：港区役所 保健福祉課

平成 27 年度 港区障がい者・高齢者支援専門部会からの要望

要望 4
障がい者・高齢者の権利を守るため、虐待および権利擁護についての周知、対策の充実を図る必要がある。
理由
平成 26 年度において、港区の高齢者虐待の通報者は、41.9%が警察であり、続いて介護支援専門員 29.0%、市町村行政職員が 29.0%となっている。介護保険サービスを利用している高齢者においては、介護支援専門員が定期的に訪問するため、発見することが可能であるが、介護保険サービスへつながっていない高齢者においては、警察に通報することで把握されることとなっているのではないかと。また障がい者虐待においても同様に、港区の障がい者虐待の通報件数は、5 件であり、通報者は本人、警察、支援事業者である。 今後、早期に発見できるように、民生委員などの地域役員や区民に広く周知する必要があるのではないかと。 また、目に見えにくい経済的虐待については、潜在化している可能性が高いため、権利擁護の周知も合わせて行う必要がある。 高齢化に伴い、独居高齢者や高齢者世帯の増加等により高齢者の権利擁護の取り組みの要として、「あんしんさぽーと事業」「成年後見制度」が求められている。一方で、知人や民間の事業所等で当該機能代行もやむを得ず行われており、金銭管理等によるトラブルも発生しており、高齢者の権利侵害につながる恐れを含んでいる。現実には、判断能力の低下により、深刻な権利侵害となつて発見される事例も見られている。そのため、制度の周知、啓発の充実など、積極的に活用されるための方策が必要と考える。
回答
港区では、高齢者や障がい者の虐待について知識を普及し、早期発見につなげるとともに権利擁護の取り組みを周知するため、地域包括支援センターと区役所が連携し、民生委員、地域見守りコーディネーター、介護保険事業者、障がい者サービス支援事業者などを対象とした障がい者・高齢者権利擁護講演会を開催しています。また、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターと定期的に情報交換を行い、権利侵害の事案に対して個別に対応策を検討しています。 今後、地域包括支援センターや総合相談窓口（ブランチ）が身近な地域で開催する相談会において、虐待予防や権利擁護の内容を取り上げるとともに、広報紙やホームページを活用するなど、障がい者・高齢者の虐待予防・権利擁護に関する知識の普及、啓発に取り組んでまいります。
担当：港区役所 保健福祉課

H27年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 5
計画相談支援における適切な支給決定について
理由
国が掲げた「全ての障がいのある方への計画相談の実施」における移行期間（平成 24～26 年）が終了した。大阪市における計画相談支援の支給決定率は、平成 26 年度末時点で約 40%に留まっており、残りの約 60%はセルフプランの活用をおこなった。なかでも港区では平成 26 年度末の計画相談支援の支給決定率が 4.6%と低く、残りの約 90%がセルフプランを活用する現状に留まった。この主な要因は相談支援事業所及び相談支援専門員の不足と考えられる。 従来、計画相談支援利用における移行期間(H24~26)に計画相談支援の必要性を検討していくことが望ましかったが、上記のような実施できなかった要因があり、代替え案としてのセルフプランを活用したことにより、計画相談支援利用の機会を失った障がい者・児が半数以上いる現状がある。セルフプランは当事者自らが立てる計画として認められるものの、大阪市におけるセルフプランの申請様式等は、(十分な説明を受けてプランを自分で考えるのではなく、現状通りでよいにチェックをいれるなど) 従来、考えられているセルフプランの中身とは程遠い現状がある。そのため計画の中身を見直す必要がある方が大多数存在することが想定される。大阪市及び港区の地域課題がもたらした計画相談支援の課題であるにも関わらず、計画相談支援の支給決定としては、セルフプランも含まれるため、移行期間終了後の平成 27 年度からのサービス対象者は、新規計画相談支援対象者ではなく更新者となる。本来、大阪市が掲げたセルフプランの活用は、障がい福祉サービスの支給決定不可を回避するための代替え案であり、本来の計画相談支援へ移行していくことが想定されていた。しかし、セルフプラン支給決定者が計画相談支援に移行した場合は、計画相談支援のサービス支給決定は 2 回目となり、担当する事業者にとっては新規者であるにもかかわらず更新者の取り扱いとなる。そのためモニタリングの頻度が激減する。また、計画相談支援のみの追加申請は認められず、何らかのサービス変更を余儀なくされる。これは本来の計画相談支援のサービスのあり方（障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する）に矛盾していることになり、本来の計画相談支援を実施したことにならず、過去 3 ヶ年、達成率ばかりに着目し、従来の計画相談支援の意義を疎かにしてきた結果であると思われます。 計画相談支援の本来の役割を果たすべく、計画相談の順次を失った経過措置でのセルフプラン更新者は、新規計画相談支援対象者として捉え、市及び区の責務においてあらためて見直ししながら、公平かつ平等な支給決定を行って頂きたい。

回答

港区における計画相談支援事業所数は現在6か所で、昨年度に比べて3か所増えたこともあり、計画相談支給決定率は昨年度の4.6%から12月末現在15%まで増加しています。

今後も福祉局・港区障がい者相談支援センターとともに、相談支援事業所の立上げを促進するとともに、相談員のスキルアップのための研修等を行います。

また、保健福祉センターの窓口において、計画相談について十分な説明をしたうえで、ひとりひとりのニーズに合った適切なサービスの支給決定を行うよう努めてまいります。

セルフプランの様式については、計画相談について理解をしたうえでセルフプランを選択できるよう、福祉局に見直しを要望します。

また、計画相談支援のみの追加申請を容認すること、経過措置でのセルフプラン更新者について新規計画相談支援対象者として取扱えるようにすることを福祉局に要望いたします。

平成 27 年度 港区子育て支援専門部会からの要望

要望 6
・港区として、今後どのように子育ての充実を図っていききたいか、考えや具体的計画があれば教えてほしい。
理由
具体的な指針があることで、どのような課題があるのか明確になり、港区の子育て環境をよりよくしていくためにも、子育て支援者にとって必要と感じているため。
回答
大阪市では、こども・子育て支援計画に基づき、子育て支援の充実を図っており、港区においてもこの計画に基づき、「安心してこどもを生むことができる仕組みの充実」、「身近な地域における子育て家庭への支援の充実」、「多様なライフスタイルで子育てできる仕組みの充実」、「こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットの確立」に取り組んでいます。それぞれの施策について、全市一体の事業を実施しているほか、区の特性にに応じた施策を推進します。 たとえば、「安心してこどもを生むことができる仕組みの充実」のため、未成年で妊娠するケースが多い港区の現状を踏まえ、若年妊婦に対して妊娠から出産を通じて切れ目ない支援をしていきます。 また、「身近な地域における子育て家庭への支援」に関して、子育てサロンを運営する主任児童委員、子ども子育てプラザや子育て支援センター等の子育て支援機関の連携が進んでいることから、これらの関係機関をはじめとする子育て支援機関の情報を取りまとめ、一層積極的な情報発信を行うとともに、身近な地域で適切な支援を受けられる体制づくりを目指します。 さらに、精神的・経済的な負担の大きいひとり親家庭について、子育てと就業を両立し、自立した生活を営むことができるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、きめ細かな就業相談や子育て・生活支援などにより総合的に支援します。 「多様なライフスタイルで子育てできる仕組み」としては、区内で不足している低年齢児の保育施設入所枠を拡大するため小規模保育事業所の開設を進めるとともに、仕事と子育ての両立を支援するため、病児保育施設などの充実を目指します。 さらに「こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットの確立」のため、関係機関や地域との連携も進め、区の「子育て支援室」につながりやすい体制を充実させ、児童虐待の早期発見と予防に努めます。また、「子育て支援室」、港区子ども・子育てプラザ、はっぴいポケットみ・な・と、港子育て支援センターとの4者会議をとおし、要保護児童やその養護者に対する相談機能や対応力の向上を目指します。
担当：港区役所 保健福祉課

平成 27 年度 港区子育て支援専門部会からの要望

要望 7
・区民（子育て中の保護者）から寄せられた情報（区役所を連想させる表現を使用した声かけ事案）を区役所の HP など、発信をしていただきたい。
理由
子育て中の保護者から、路上で活動の勧誘を受けて個人情報をしてしまい困っているとの報告を子育て支援関係施設で受けた。勧誘の話のなかに「港区では…」とあり、行政が関わっていると誤って判断をしてしまった。子育て支援関係機関が情報の共有と連携の強化を図り、正しい情報を収集し発信することが必要ですが、区民から寄せられた情報をタイムリーに発信することにより被害にあう方を減らすことができると考えている。
回答
港区役所では、大阪府警察からの「安まちメール」や街頭における犯罪発生情報を区のホームページ等で公表しています。区職員を名乗る還付金詐欺等の発生情報を入手した場合も、ツイッター等で適宜発信していますので、区役所を連想させる表現を使用した声かけ事案等があれば防犯担当まで連絡をお願いします。区民一人ひとりの備えや地域での活動につながるよう、引き続き、迅速・的確に犯罪に関する情報を積極的に提供するとともに、子育て支援の関係機関と共有します。
担当：港区役所協働まちづくり支援課まち魅力創造グループ 電話番号：6576－9743